

第 0 版

いなべ市地域情報化計画（素案）

平成19年 月
いなべ市

目 次

第1章	情報化計画の策定にあたって	1
1.1	計画策定の趣旨・目的	1
1.1.1	市民サービス向上に向けて行政内部の効率化を図る	2
1.2	計画の範囲と期間	2
1.3	地域情報化計画策定委員ワーキンググループの設置	2
1.4	計画の見直し	3
第2章	情報化の動向	4
2.1	国の施策（取り組み）	4
2.1.1	IT新改革戦略（H18.1）	4
2.1.2	第1次情報セキュリティ基本計画（H18.2）	5
2.2	県の施策	6
2.2.1	全国の県レベルの動向	7
2.3	先進自治体の取り組み	8
2.3.1	全国の先進自治体の動向	8
第3章	情報化の現状と課題	10
3.1	いなべ市における情報化の現状と課題	10
3.1.1	ネットワーク環境	11
3.1.2	インターネット環境	12
3.1.3	情報システム機器・設備	13
3.1.4	全庁共通システム・個別業務システム	14
3.1.5	推進・維持体制	15
3.1.6	研修	16
第4章	情報化推進施策の展開	17
4.1	基本方針	17
4.2	情報通信基盤の整備や情報システム導入などの推進	17
4.2.1	情報通信基盤及びシステムの整備	17
4.3	行政情報高度化の推進	18
4.3.1	ICTを活用した市民サービスの向上（フロントオフィスの整備）	18
4.3.2	ICTを活用した事務の効率化の推進（バックオフィスの整備）	18
4.3.3	情報化を担う人材の育成	18
4.4	情報セキュリティの確保	19
4.5	事業評価	19
4.6	実施スケジュール	19
第5章	地域情報化計画の推進に向けて	20
5.1	地域情報化計画推進体制	20
5.2	情報セキュリティ対策	22
5.3	計画内容の評価及び見直し	22

第1章 情報化計画の策定にあたって

1.1 計画策定の趣旨・目的

(1) 趣旨

いなべ市は、平成 15 年 12 月に旧北勢町、旧員弁町、旧大安町及び旧藤原町が合併して誕生しました。

いなべ市誕生以前から国では「e-Japan 戦略」に基づき、世界最先端の IT 国家を目指してインターネットなどを用いた電子的な行政手続きを可能にするなど、様々な行政サービスを電子化する「電子政府」の実現を始めとして様々な取組を推進しており、地方自治体に対しても「電子政府」と歩調を合わせた「電子自治体（電子市役所）」の実現を求めています。

「電子自治体（電子市役所）」とは、行政サービスを電子化し、質の高い充実したサービスを行う自治体（市役所）であり、IT（情報通信技術：Information Technology）を活用して行政事務をより効率的に行うだけでなく、自治体内の情報化を推進し、及び支援することで市民及び地域の活性化を図る自治体であると言えます。

このような電子自治体の実現に向けて、「いなべ市総合計画（新生いなべ いきいきプラン）」の基本構想に沿った行政のいなべ市地域情報化計画（以下「情報化計画」という。）を策定します。

情報化計画では、情報システムの整備、情報通信基盤の整備、情報化推進体制の整備を通じて、効率的な行政の構築を目指し、高品質の行政サービスを提供すると共に、市民の IT リテラシーの向上をはかることで、「安心・元気・思いやりがまちの宝物 いきいき笑顔応援のまち いなべ」の実現を目指す計画とします。

(2) 計画の目的

行政情報の共有を積極的に推進することで「行政事務の効率化・高度化」を図り、行政手続の迅速化や行政運営の透明化を進めると共に、できる限り時間や場所の制約なしに、市民が行政サービスを受けることができる「行政サービスの充実」を実現することを目的とします。

いなべ市においても、行政サービスの向上と透明性の高い行政運営の実現、市民と行政が協働するまちづくりを図るため、事務処理の効率化、経費節減等だけではなく、市民への質の高い行政サービスの提供に重点を置き、「行政情報化」を進めていきます。

1.1.1 市民サービス向上に向けて行政内部の効率化を図る

電子自治体（電子市役所）として求められる今後の行政事務には、より高度な IT 技術を用いた情報通信基盤を整備し、幅広い情報共有が必要となります。

いなべ市地域情報化計画では、行政の情報化を推進することで行政事務の効率化を図り、情報化されたシステムを効率的に運用する人（職員）の育成を行うことで、効率的な行政を構築し、質の高い行政サービスの提供を実現します。

(1) 行政事務の効率化、高度化等

情報化の推進にあたっては、行政の効率化、高度化及び透明化の観点から、業務全体を根本的に見直し再構築を含めた総合的な検討を行わなければなりません。平成 18 年 3 月に策定された「いなべ市総合計画」と連携して、行政事務の質的向上を図ります。

(2) 行政サービスの充実

近年、IT の急速な発展を受け、インターネットを利用した電子申請、ホームページや携帯電話を利用した行政情報の提供など、防災を含む安全・安心の分野、福祉、教育、文化等をはじめとするあらゆる行政分野において、IT を活かした高度な行政サービスの提供を実現します。

1.2 計画の範囲と期間

情報化計画は、いなべ市総合計画の基本構想の施策と整合性を図りながら、国及び県の施策や動向を踏まえ、いなべ市における情報システム及び情報通信基盤を対象として、電子自治体（電子市役所）への具体的な取組を示すものとし、計画期間は、平成 19 年度から平成 26 年度までの 8 年とします。

1.3 地域情報化計画策定委員会ワーキンググループの設置

いなべ市における情報化推進や電子自治体への取組として現状の情報システム及び情報通信基盤に関して調査及び分析を行い、現状の問題点と今後の課題について整理し、これからの情報化計画を策定するにあたり、各課（局、室）から地域情報化計画策定委員（以下「策定委員」という。）を選任し、問題点と課題を整理・検討するワーキンググループを設置します。

策定委員の担任意務

- 1 現状の情報システムに関する調査
- 2 現状の情報システムに関する問題点の把握
- 3 今後の情報システムに対する要望・課題の把握
- 4 上記情報の取りまとめと整理
- 5 市役所内情報システムに関する課題の検討

ワーキンググループでは、平成 19 年度から平成 26 年度の計画期間内に求められる各種情報システムの新規導入や更改の課題を取りまとめ、計画の方針、進捗状況等から判断し、情報通信基盤の整備、情報システムの整備及び情報化を担う人材の育成計画を策定していきます。

ワーキンググループの担当事務

- 1 行政情報化のための現状把握と要望・課題の整理
- 2 地域情報化のための現状把握と要望・課題の整理
- 3 調査結果に基づく現状の問題点と今後の課題についての検討
- 4 検討成果の反映

1.4 計画の見直し

情報化計画では、国及び県の施策や動向、今後の情報通信分野での急速な技術革新並びに社会・経済の環境変化に配慮し、柔軟かつ適切な対応ができるよう、毎年度末に達成状況を確認する他、いなべ市総合計画の第 2 期基本計画が開始される平成 23 年度には、状況に応じて内容の柔軟な見直しを行うこととします。また、必要に応じて計画の見直しを図り、効果的に情報化を推進するものとします。

第2章 情報化の動向

2.1 国の施策（取組）

2.1.1 IT新改革戦略（H18.1）

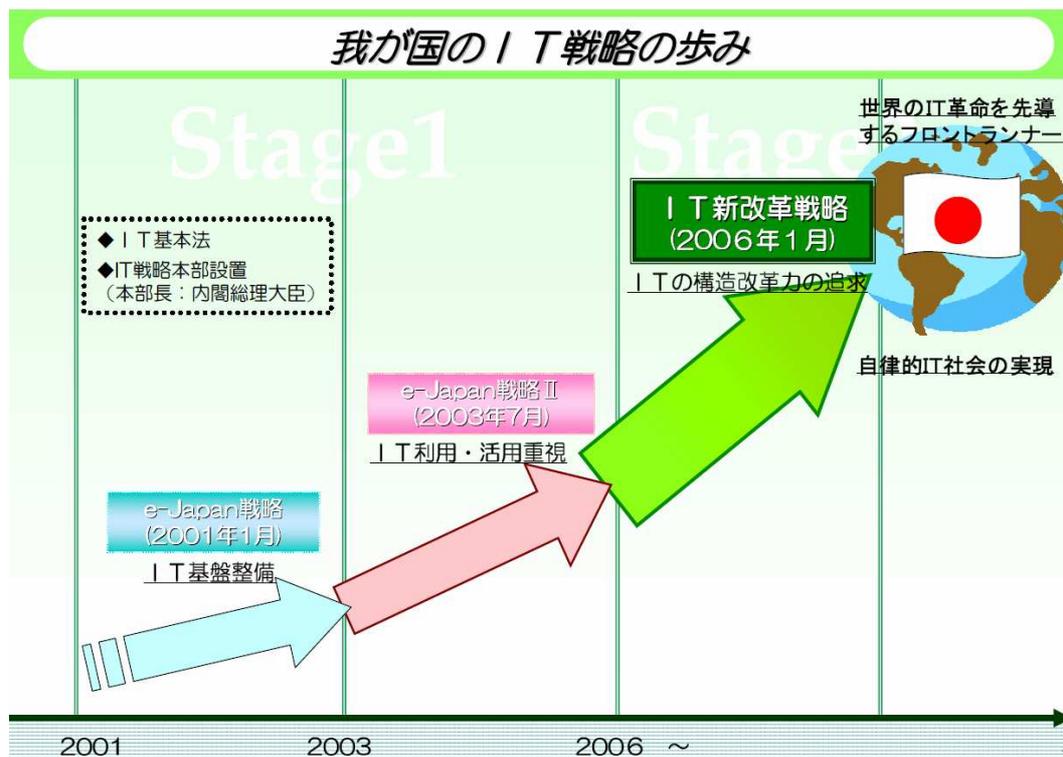
「e-Japan戦略」では、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目標に、IT基盤整備などのIT革命への本格的な取組を開始し、「e-Japan戦略II」ではIT基盤の利活用による「元気・安心・感動・便利」社会を目指すとし、先導的取り組みによるIT利活用の推進を実施しました。

「e-Japan戦略」の5年間に、ブロードバンドインフラの整備と利用の広がり、高機能の携帯電話の普及、電子商取引の環境整備とその飛躍的拡大など、我が国は世界最先端のIT国家を実現しました。

今後は、ITの特性を利用者視点に立って有効に使い、日本社会の抱える大きな社会的課題改革に取り組み、世界に発信していくことを平成22年度に完成させるとして平成18年1月に「IT新改革戦略」が策定されました。

「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、今後のIT施策の重点に「ITの構造改革力の追求」、「IT基盤の整備」、「世界への発信」を掲げています。

また、平成22年度のITによる改革の完成にあたっては、我が国のおかれている環境の変化などを踏まえつつIT戦略本部の役割についての検証を行い、政府全体のIT戦略機能の抜本的な再構築を実施するとしています。



出典：「IT新改革戦略（概要）」より

2.1.2 第1次情報セキュリティ基本計画(H18.2)

昨今、行政機関、国民生活及び社会経済活動において IT への依存度が高まっているなか、情報セキュリティを巡る問題が多発し、複雑化しており、情報セキュリティの確保が一層重要となってきました。そうしたなか、安全・安心でよりよい国民生活を実現するとともに、IT に起因する新たな脅威に対応するために、情報セキュリティ問題への取組を抜本的に強化することを目指して、3か年の計画(平成18年度～平成20年度)として「第1次情報セキュリティ基本計画」が策定されました。

本計画の対策は、①政府機関及び地方公共団体、②重要インフラ、③企業、④個人の4領域に分けて実施されることとなっており、地方公共団体においては次のような政策を重点的に取り組むこととされています。

- ① 情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直し等
- ② 情報セキュリティ監査実施の推進
- ③ 「自治体情報共有・分析センター」(仮称)の創設促進
- ④ 職員の研修等の支援

2.2 三重県の施策

三重県では、これまで行ってきた情報化への取組を検証するとともに、社会経済情勢の変化、今後注目すべきITの動向や配慮すべき課題等について検証し、概ね3年間を見通した三重県におけるIT利活用の基本方針として、「三重県IT利活用の基本方針～「県民しあわせプラン」の推進に向けて～」を2005年6月に策定しています。

今後の情報化、IT化を方向付ける施策として「三重県IT利活用の基本方針～「県民しあわせプラン」の推進に向けて～」では、以下の基本方針が定められています。

① 行政運営：フィールド in G

行政運営におけるIT利活用をフィールド in Gとし、行政内部のシステムの効率化を図り、そこで生まれた資源とパワーを次のフィールドにシフトします。

② 行政サービス：フィールド G to C、G to B

県民しあわせプランの政策に沿って県民に対するIT利活用の拡充をさらに図り、市町村の情報化を促進するIT利活用をフィールド G to C、G to Bとし、県民サービスの向上を図ります。

③ 舞台づくり：New フィールド

県民しあわせプランの“しあわせ創造県”に向かう社会をNewフィールドとし、多様な主体の様々なITの利活用によって、安全・安心な暮らしや元気な社会の舞台づくりが進んでいきます。また、ITの利活用で地域や行政の情報共有や多様な主体の連携による情報共有、交流の舞台づくりが進むことによって、「新しい時代の公」としての自立的な活動が生まれてくると考えます。

④ 利活用環境

これらのすべてのフィールドにおける利活用環境として、地域格差の解消、メディアリテラシーの向上、情報セキュリティ対策とともに、新しいIT技術の積極的な活用が必要となります。

これらの基本方針に沿って県内の市町は具体的な取組に対する支援を明らかにしています。具

体的な取組として県と市町との情報システムの共同開発が挙げられています。その他に、県は、事務事業の効率化・高速化・高度化を目的とした電子県庁を推進するため、情報通信技術を活用する「デジタルコミュニティズ実験」（平成 9 年）を積極的に進め、県民との連携による行政を確立するため「MIE マルチネットワーク基本計画」（平成 10 年）の策定し、環境整備に取り組んでいます。

この計画の柱は、以下のとおりです。

- ① 県と市町村の情報ネットワーク環境の整備
- ② 各家庭まで県民が使えるネットワークの普及の促進
- ③ ネットワークを支えるひとづくり

ほかにも、地図や空間情報を電子化し業務効率を高める GIS（地理情報システム）の整備推進を目的とした「三重県 GIS マスタープラン」（平成 13 年）を策定しています。

2.2.1 全国の県レベルの動向

平成 17 年度の県における「電子自治体」の実現に向けての主な取組は、次のようになっています。

【取組項目】

① 電子県庁の推進

高齢者や障害者へ配慮した施策も進め、誰にでも使いやすい行政手続の見直しを前提として、「ワンストップ・ノンストップサービス」を推進しています。

申請、届出等の手続、物品調達の手続を電子化することにより、自宅や事務所のパソコンから 24 時間・365 日手続ができるようになります。このように、県民の利便性の向上と行政手続の簡素化等を進めることで経費を削減し、最小の費用で最大の効果を発揮する県民本意の電子自治体電子自治体（電子市役所）の構築を目指していきます。

② IT を活用した施策の推進

電子申請の対象手続を増やすとともに、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付などの実現を目指し、公共工事や物品等の電子入札や県税の電子申告など様々な分野での行政サービスの電子化を進めています。

③ 情報通信基盤整備

ブロードバンドサービスが利用できない地域や、学校における IT 環境の格差、市町における電子自治体への進捗状況の差など、IT の利活用の格差という大きな課題が表面化しており、県民すべてが IT のメリットを享受するには、このような格差を一刻も早く解消し、行政、教育、医療、防災等の各分野で IT の利活用を一層促進しています。

④ ユビキタス・ネットワーク社会に向けての整備

地上デジタル放送の開始に伴い、インターネットへの接続が可能となるデジタル家電の普及や携帯電話からパソコン用に作成された通常の Web ページを閲覧できる技術開発など、どこからでもネットワークにつながる IT 環境の整備が急速に進むことが予想されます。個人情報保護など情報セキュリティ対策については万全の措置を講じながら、ユビキタス・ネットワークの進展に対して適切に対応しています。

2.3 先進自治体の取組

先進市は、以下のような計画を立て、地域情報化に取り組んでいます。

2.3.1 全国の先進自治体の動向

(1) 市民サービス

① 総合電子サービス（ノンストップサービス）システムの構築

オンラインによる各種申請及び届出並びに各種行政情報等をインターネット上で24時間「いつでも」「どこからでも」実施・取得できるようにする。また、そのために必要な新しい導入システムと既存システムの統合を行うために、共通インターフェース/プラットフォームの開発・導入を行っている。

② インターネットによる市民意識アンケート調査の実施

ライフスタイルや価値観も著しく多様化していることから、市民や事業者の声、要望等を的確に収集及び分析し、市政に反映していくことが望まれている。

(2) 業務効率化

① 電子決裁システムの導入

決裁の一連の流れを電子化することで、意思決定のスピードアップが図られ、懸案であった市民サービスの迅速な提供が実現可能としている。

(3) 防災環境の整備

① インターネット等による防災及び災害情報の提供

インターネットが急速に普及した今、ホームページや電子メールを利用して、市内で生じた災害情報や必要に応じた防災対策を市民にタイムリーに発信・周知することが必要である。

(4) 教育環境の整備

① IT教育コンテンツの充実及び環境整備

すべての授業において各種デジタルコンテンツを利用できるようにするとともに、パソコン教室のみではなく普通教室でも利用できるような動画コンテンツの配信環境も併せて整備していくこととする。また、各種デジタルコンテンツ及び利用環境については、各校が共有できるものとする。

② 教職員のITリテラシーの向上

市は、パソコン及びインターネット利用の為の環境整備を早急に推し進めると同時に各種デジタルコンテンツの内容の充実を行っていくものとするが、教職員においては「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を研修や自己開発等により積極的に身に付けていく。

(5) 福祉サービスの充実

① インターネットによる医療・福祉情報の提供

受けられる医療及び福祉サービスだけではなく、健康維持、増進目的の医療及び福祉関連情報についてもインターネット等を通じて市民に提供していく。

2.3.1 先進事例の導入課題

いなべ市と人口規模や財政規等が類似している自治体の事務処理量やシステム利用状況を調査し、市民の利用度が高い業務をシステム構築に向け取り組み、市民サービスの高度化を図ります。また、国県が推進するシステムであっても、いなべ市として市民の利用が見込めないものや、費用対効果が著しく低いものについては、システム化について慎重に検討していく必要があります。

第3章 情報化の現状と課題

3.1 いなべ市における情報化の現状と課題

いなべ市は、平成15年12月の合併時に情報システムの統合を行い、その後も計画的に行政の情報化を進めてきました。

現在は、行政の情報ネットワークシステムとして稼働する全庁システムを始め、数多くの情報システムが稼働している状況です。

職員1人1台パソコン（職員端末）が配備され、各課（局、室）毎にインターネットへの接続ができる環境が整えられています。国及び県との情報通信においても専用ネットワーク（LGWAN等）接続が可能な環境となっています。

一方、旧4町から引き継いだ資産である情報システムも複数存在しています。既に旧式化した情報システムも存在し、現行システムへの統合及び廃止又は更改が検討されています。

国・県の動向として、今後の情報化を推進するにあたっては、電子自治体としての“ICTを活用した各種行政サービスの電子化による市民サービスの高度化と効率的な行政”を実現する情報化が求められています。このような情勢にあって、これからの行政情報化を推進するに際して、現状の情報システムにおいては、次のような現状と課題があります。

3.1.1 ネットワーク環境

【現状】

各庁舎の内部のネットワーク（以下「庁内ネットワーク」という。）については、平成 15 年 12 月の合併前に構築されていました。各庁舎及び出先機関を結ぶネットワーク（以下「全庁ネットワーク」という。）は、合併時に、光ケーブルを使った 100Mbps の LAN として構築されました。

庁内ネットワークは、論理的な分割方式により情報系（インターネット用）LAN 及び基幹系（住記、戸籍、税、財務、職員ポータル等）LAN に分けられており、情報システムを運用する上で支障のない動作を可能とするレベルを保持しています。同様に、音声系 LAN として VoIP も一部の施設を除いて導入されています。

各小中学校間の全庁ネットワークは完成しており、行政の事務を執行する上で支障のないレベルを保持しています。

また、全国的な行政専用ネットワークである LGWAN への接続も完了しています。

【課題】

今後の情報システムにおける情報伝達量の増加（GIS の画像データ転送等）を考慮し、合併時に新規設置されたネットワーク機器や旧 4 町から継続使用している機器の順次更改と共に全庁ネットワークの構成を再検討し、高速ネットワークへの増強を視野に入れ費用対効果を考慮した更新計画を考える必要があります。

各小中学校内のネットワークは、基幹系、教師端末用（以下「教員系」という。）と児童又は生徒端末用（以下「生徒系」という。）の 3 系統のネットワークを確立し、市内各学校が保有する、情報、システム、教材資源等の共有を促進する必要があります。また、情報漏えい等の事故発生を防ぐために、ネットワークを統合し、セキュリティレベルを向上させる必要があります。

他に国及び県の動向から、今後各課（局、室）への接続が必要となるであろう LGWAN への対処も必要となります。

また、現状の全庁ネットワークや庁舎ネットワークにおいて Web 方式による職員ポータル等のシステム運用に際して、高度化された情報処理の処理速度が遅延することを懸念する意見もあることから、ネットワーク環境以外の部分も含めて、処理速度の向上を目指す検討が必要であります。行政の事務処理を高速化し、事務の効率化をおこなうことで、住民サービスの向上を図る意味でも今後の情報化計画の大きな課題となります。

3.1.2 インターネット環境

【現状】

インターネット接続については庁舎毎に接続されています。いなべ市ホームページを始め、住民サービスとしての情報提供を行う機能及び設備を整えています。インターネットの通信速度は、CATV を使用して 30Mbps のインターネット環境を整えています。(藤原庁舎のみ、専用線を利用した 1Mbps の環境となっています。)

また、市内小中学校においては、各校舎から各にインターネット接続されていますが、コンテンツフィルタが整備されていない校舎があります。さらに、ウイルス対策等は整っているものの維持管理が煩雑となっている。

【課題】

現在の業務において直接的にインターネットを利用する機会は少ないものの間接的に情報を取得し再利用することが多くなっています。現状のインターネット接続のアクセス回線速度に対する要望もあり、回線速度増強の検討が必要と思われます。また、庁舎毎にインターネット接続されており運用管理及び経費面からネットワークを統合することも検討課題としてあげられます。

現状の環境では、基幹系 LAN (住民情報系システム用、内部情報系システム用) と情報系 LAN (インターネット接続用) の 2 系統の LAN に分かれているため、インターネットを利用して収集した情報を職員端末で活用するためにポータブルメディアを使用して情報の授受を行っているのでセキュリティ上の問題や業務効率の低下が考えられます。

インターネットを活用した情報の収集は、効率的かつ効果的な手法であります。しかし、職員端末をインターネットに接続することは、基幹系 LAN との接続を行うことになり、外部から庁内ネットワークへの不正侵入やウイルス感染の危険性が高まるため危険を確実に排除できる機器、設備等を考慮しセキュリティ対策を行う必要があります。

事務効率とセキュリティ対策を総合的に考慮して職員端末からのインターネット接続環境を整えることも検討課題としてあげられます。

小中学校のパソコン教室については、子どもたちが有害サイト (武器、暴力、SEX、薬、いじめ、自殺等のホームページ) を閲覧できる状態ではありますが、人的な指導で子供たちの有害サイトへの接続を防止している状況です。有害サイトへの接続は、コンテンツフィルタ等のシステムによる制御すべく整備を急ぐ必要があります。

また、ウイルス対策においては、一定の対策は取られているものの、設備が老朽化していたり不完全な状況で有ります。さらには、学校毎にライセンス更新契約を行っており事務の繁雑と経費の無駄が発生しているため、ネットワークを統一し一元管理できるシステムを構築する必要があります。

3.1.3 情報システム機器及び設備

【現状】

情報システム機器及び設備に関しては、職員1人に対して1台のパソコン（職員端末）が配備済みであり、経年劣化等を考慮し、行政の情報化の進展に合わせて適切に対応できる機器の更改を行っています。

情報システムの中核であるサーバ及び附帯設備に関しては、合併以降、集約・整理を行い、員弁庁舎を主として各庁舎の専用室に設置されています。

情報システム機器及び設備を整備する経費を予算化する場合、情報推進担当課と予算査定前に事前協議を行い、経費の節減等を図りながら、計画的な整備を行っています。

【課題】

職員端末等のパソコン更改は、導入時期等を考慮して順次更改がされています。現在の更改では操作性や耐久性等を考慮したデスクトップ型PCの導入が行われていますが、既存機種としてのPCだけでなく、運用管理やセキュリティを重視した機器（シンクライアント等）への更改検討も必要です。

また、現状でもファイルサーバの活用による情報共有・保護が行われていますが、より確実な情報の共有と保護を考え、利用者（職員）に意識させずにファイルサーバ等を用いるようにする仕組みを検討する必要があります。

さらに事故や災害などへの対策と情報の安全性及び可用性などを考慮して、サーバ等の機器の二重化だけでなく、収容設備（専用室含む。）に対する検討も必要です。情報（電子データ）のバックアップに関しては、データセンター等の施設を利用したバックアップも検討する必要があります。

情報システム機器、設備及びシステム経費の予算化時点での協議はもとより、仕様書、設計書作成及び入札等の業者選定時等の手法を制度化し、経費の適正化と業者選定の公明公平性を確保していく必要があります。

3.1.4 全庁共通システム・個別業務システム

【現状】

全庁共通システムとして、住民情報系システムと内部情報系システムに分けて運用されています。

住民情報系システムは、G-Partner システムとして住記系、税務系の処理が職員端末から操作できる環境となっています。

内部情報系システムでは、Web 方式による職員ポータルを初期メニューとした操作環境の中で、財務会計システム、GIS、グループウェア等が使用できるようになっています。

個別業務システムについては、旧 4 町の既存システムを始め、複数が存在します。GIS 等への統合により廃止が見込まれるシステムもありますが、継続稼働のシステム、更新予定のシステムもあります。

【課題】

現在の情報システムでは、Web 方式による運用が主となっており、操作・処理のアクセス速度改善に対する要望があります。システムの処理に関する検討をネットワーク構成の見直しも含めて考える必要があります。

ただし、システムの修正（カスタマイズ）には多大なコスト（時間・費用）が必要となるため、慎重な検討が必要です。また、システムだけでなく、インフラとしてのネットワーク環境も同時に見直しを検討する必要があります。

個別業務システムでは、専用端末として運用しているため個々にハードウェアが必要になり、業務集中時に対応時間がかかったり 設置スペースの問題など、非効率的な運用環境となっています。

情報システム毎にユーザー認証があり、統一されていないため、ID・パスワード管理の負担が大きくなっています。管理負担が大きくなるとセキュリティ面の不安に繋がるため、可能な範囲での統一化（シングルサインオン）を図る検討が必要です。

全庁ドメインではなく、個々のワークグループ運用のため、運用管理（ユーザー管理等）が煩雑となり、異動時などに即応が難しく、運用管理の負担が大きくなっています。アウトソーシングを導入し日常の運用管理業務の低減を図り、企画系の業務にウェイトを置くことができます。

新規システムの導入、既存システムの修正及び更改に際しては、システム導入及び更改に関する基準を設けて、審査する制度を考慮することも必要です。また、経済的かつ効率的に運用を行うために導入システムの評価を行う制度や部会、コンサルタント等のサポート体制を検討する必要があります。

3.1.5 推進・維持体制

【現状】

行政情報化の推進体制としては、情報推進担当課を中心とした全庁を横断した数種類の委員会を設置した情報化推進が行われ、職員の情報通信技術の向上、民間技術の積極的活用などを行い、全庁的な行政情報化を推進しています。

今後の情報化計画策定のために検討部会として各課から策定委員を選出し、ワーキンググループによる検討が行われています。

また、情報推進担当課においては、情報システムの運用サポート及び情報システム機器の保守を行っています。

【課題】

情報化推進及びシステム維持管理を情報推進担当課が主導しているが、CIO（最高情報統括責任者）、CIO 補佐及び TI 施策検討委員会を定め、各課（局、室）から選出された情報化推進委員により構成される情報化推進委員会を設置するなどの全庁的な情報化推進体制が必要です。

また、CIO を中心とした体制の中で、情報化全般の課題を把握し、対応する仕組みを整えるうえで、学識経験者等を IT アドバイザーとして活用することで、専門性を充実させることも検討する必要があります。

3.1.6 研修

【現状】

職員研修担当課において、職員に対する情報化研修として、既存システムの操作研修やワープロや表計算等、アプリケーションソフトの操作等の研修を実施しています。

【課題】

現状の職員に対する情報システムやアプリケーションの操作研修だけでなく、これからの情報化を担う人材を育成する目的の研修を行う必要があります。

民間の ICT 技術に関するトレーニングへの派遣研修を含め、新技術の展示・紹介のセミナーに参加するなど、積極的に情報を取得し、選択できる人材を育成する必要があります。

その人材を育成することで、職員全体の ICT 技術の底上げを図り、情報資源の管理を効率的に行うことを検討する必要があります。

情報セキュリティに対する意識向上のため情報セキュリティ研修も継続して実施することが大切です。

第4章 情報化推進施策の展開

4.1 基本方針

国及び県の動向として情報化を推進するにあたっては、電子自治体（電子市役所）としての“ICTを活用した各種行政サービスの電子化による市民サービスの高度化と効率的な行政”を実現する必要があります。

- ① 情報通信基盤の整備や情報システム導入などの推進
- ② 行政情報高度化への積極的な推進

の二つを掲げ、市全体としてITを効果的に活用した取組を実施していきます。

4.2 情報通信基盤の整備や情報システム導入などの推進

4.2.1 情報通信基盤及びシステムの整備

- ① 情報通信基盤の整備

情報通信基盤の整備として、市内ネットワークに存在するハードウェア資源などの情報を一元管理する仕組みを導入し、運用管理の負荷の低減を図ります。また、情報伝達量の増加に対応するため市内ネットワークの見直しを検討しネットワークの高速化を実現します。

- ② 機器及びシステム調達の手法の制度化

経費の適正化と業者選定の公明公平性を確保するため、できる限り随意契約を避け、設計書及び仕様書を作成し、入札等の競争原理を導入します。

事業遂行にあたり、必要に応じてITアドバイザーを活用し、より専門的に評価します。

- ③ 情報の伝達を効果的に行う仕組みの整備

複数のネットワークの統合化を検討し、行政業務の効率化、運用管理費の低減、市民サービスの向上を図ります。

4.3 行政情報高度化の推進

電子自治体（電子市役所）に向け全庁的な取組の推進とIT化施策の総合調整、IT機器の整備・運用を円滑に行うためには、情報推進担当課の体制強化、各課（局、室）との役割分担及び人事交流も必要です。

また、各課（局、室）の自主的な推進の役割を担うために、情報化推進委員会を中心とした全職員への計画的、継続的なIT研修も必要です。

4.3.1 ICTを活用した市民サービスの向上（フロントオフィスの整備）

① 庁内フロントオフィスの整備による市民サービスの向上

主要な申請、届出等の手続きについてオンライン化を行い、市民生活における利便性の向上を視点にシステム整備を推進します。

また、市の保有する行政情報を市民が容易に入手できるシステムの構築や、情報提供サービスを推進し、より開かれた市政の実現を目指すとともに市民サービスの高度化を実現します。

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ユビキタス社会の実現のためシステムの導入と市民にIT講習などを実施しITに関する知識の向上を推進します。

4.3.2 ICTを活用した事務の効率化の推進（バックオフィスの整備）

① 庁内バックオフィスの整備による事務の効率化

ICTを活用して効率的、効果的な業務の遂行に向けた改善を図るとともに、業務・システム全体の最適化の検討を行い電子自治体（電子市役所）の実現を目指します。

合併によるシステム不整合及び業務拡大に伴うシステム統合並びに新規構築を行い業務の効率化を図り、また迅速な事務処理が行える環境を構築し市民サービスの向上を目指します。

4.3.3 情報化を担う人材の育成

① 情報化を推進する市職員の育成に向け、積極的に情報を取得し、選択できる人材を育成するため、民間のICT技術に関するトレーニングへの派遣研修やE-Learningを含め、新技術の展示・紹介のセミナー参加を推進します。

② 情報システムの操作やネットワーク基礎の研修を実施し、職員全体の知識の底上げを図ります。

③ 情報セキュリティに対する意識向上のため、情報セキュリティ研修を継続して実施していきます。

4.4 情報セキュリティの確保

① 情報セキュリティポリシー遵守対策

情報化の進展により利便性や業務の効率化が図られる反面、外部からの不正アクセスによる個人情報等の盗聴及び改ざん、コンピュータウイルスによる情報漏えい、職員や外部委託業者による人的な情報漏えいなど、市民に影響を与える脅威が増大しており、今後は更に個人情報保護やプライバシー侵害に対する安全性や信頼性の確保に向けた具体的な対策を推進します。

また、地震等の災害によるデータの喪失を防ぐため遠隔地へのデータ保管をします。

4.5 事業評価

① 全庁共通システム（情報通信基盤含む。）の事業評価

全庁共通システムにおいて、既存システムについては要望等ニーズを洗い出し業務全体を根本的に見直し、場合によっては再構築を含めそれらの課題を解決するための定量的な評価基準を作成し目標を立て、総合的に検討を行います。

また新規導入システムについては行政の効率化及び高度化の観点から、業務全体を根本的に見直しシステム構築に重要な条件を明確にして、既存システムの評価同様、定量的な評価基準を用いてシステムに対する適切な評価を行い新規導入システムの検討を行います。

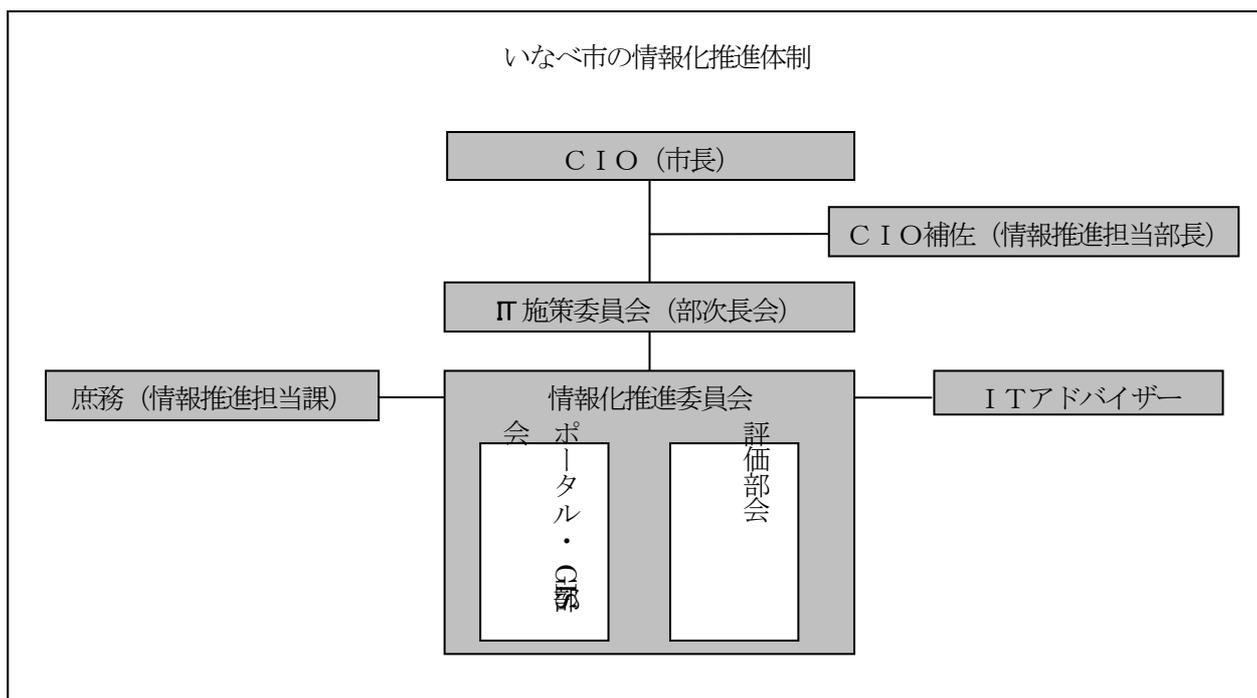
4.6 実施スケジュール

実施スケジュールについては、国や県の動向を注視しつつ、各施策の内容や緊急性及びシステム更改時期を最大限考慮した実施スケジュールを策定する。

第5章 地域情報化計画の推進に向けて

5.1 地域情報化計画推進体制

新規システムの導入、既存システムの修正及び更改に際して、情報化推進やシステム維持管理を行うため、CIO及びCIO補佐を定め各課（局、室）から1名ずつ選出された情報化推進委員により構成される情報化推進委員会を設置し、全庁的な体制で地域情報化を実施し、必要に応じてITアドバイザーの意見を聞くこととします。



- ① 情報化推進委員会（以下「委員会」という。）は、各課（局、室）から1名の職員を選出し組織します。
- ② 情報化推進体制は、最高統括責任者（以下「CIO」という。）、最高統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）及びIT施策委員会を置き、CIOは市長、CIO補佐は情報推進担当部長、IT施策委員会は各部次長をもって充てます。
- ③ 情報化推進委員会は、情報推進担当課長（以下「課長」という。）の求めにより、開催します。
- ④ 課長は、委員会の決定事項をIT施策委員会に報告します。
- ⑤ 情報化推進の業務を円滑に処理するため、委員会にGIS・ポータル部会及び評価部会（以下「部会」という。）を設置します。
- ⑥ 部会に属させる情報化推進委員は、情報化推進委員が互選します。
- ⑦ ポータル・GIS部会は職員ポータルサイト及びGISシステムに関する事項について、システム改良や運用について協議し、評価部会は、既存システムの操作運用の評価及び新規システム構築時の概要検討を行い、必要となる資料を作成するものとする。
- ⑧ 情報化推進委員は、地域情報化策定委員を兼務し、ワーキンググループにより地域情報化計画を作成、見直しを行うための調査及び検討を行います。

- ⑨ 部会は、必要に応じて IT アドバイザーの意見を聞くものとする。
- ⑩ 部会の庶務は、情報推進担当課が担当します。

5.2 情報セキュリティ対策

地域情報化計画の推進については、いなべ市の情報セキュリティポリシーを十分考慮し実施していくとともに、人的セキュリティ面でのモラル向上のため全職員に対して情報の取り扱い等についての研修を実施していきます。

5.3 計画内容の評価及び見直し

評価基準に則った評価を実施し、効果の確認をします。また、効果の結果から改善等が見直しがある場合は改善案等を出し今後の方向性を示します。